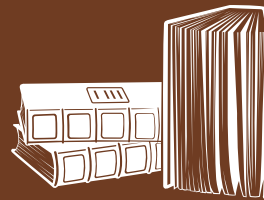




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

転売禁止違反に対する違約金条項が 消費者契約法の不当条項に該当するとされた事例

予備校運営事業者が、予備校講座を受講した際の教材をインターネットフリーマーケットサービスにおいて売却した消費者に対し、当該売却を規約違反として違約金条項に基づき500万円の違約金の支払を請求した事案の控訴審において、違約金の額を100万円とした一審を変更し、5万円の限度で事業者の請求を一部認容した事例（東京高等裁判所令和4年11月10日判決、判例タイムズ1520頁）

X（予備校）：原告（被控訴人）
Y（消費者）：被告（控訴人）

事案の概要

本件は、予備校（以下、本件予備校）を運営するXが、受講生であったYに対し、教材を第三者に譲渡した行為は本件予備校の講座の受講を申し込む際の規約（以下、本件規約）に反していると主張して、本件規約に定められた違約金500万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。原審は、Xの請求を100万円及びこれに対する遅延損害金を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、Yが控訴し、Xが附帯控訴した。

前提となる事実は、概要次のとおりである。Xは、A大学受験のための本件予備校を運営している。Yは、2015年10月31日、本件予備校の講座（以下、本件講座）の受講を申し込み、Xとの間で受講契約（以下、本件受講契約）を締結した。本件予備校について紹介したパンフレットには本件規約が記載されており、Yが上記申込みにおいて用いたウェブの入力フォーム中には本件規約への同意を確認するためのチェックボックスが設けられていた。本件講座の受講期間は、教材の発送日（同年11月9日）からA大学1次試験（2016年7月）前日までであった。1次試験の出題分野は、英語・一般教養・数学・物理等であ

り、本件講座の主な内容は、本件予備校が受講生に提供する教材及び情報（以下、本件予備校教材）に基づき講師が行う講義の配信であった。

Yは、本件予備校におけるセミナーを受講した2016年3月12日及び同年8月の2回にわたり、セミナーの内容について他者に公開、漏洩等^{ろうえい}をしないことを約する誓約書に署名し、Xに提出した。この誓約書には、第三者がセミナーの内容を使用した場合は、「法的手段により、内容を使用した会社または個人に対し、五百萬円の請求措置が取られますことを了承致します。」という記載があった。A大学受験の受験資格は受験年度時20ないし24歳であるため、Yは、2018年で受験資格を失い、本件講座の教材（以下、本件教材）は不要となった。Yは、Xから、本件教材の返還を求められなかった。Xは、2019年12月1日、本件規約を改訂し、「当社は、受講者に対して、シリアル番号で受講者毎に個別に管理された教材を貸与します。教材の所有権は当社にあり、受講者は、善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。」という条項を追加した。Xは、受講者全員から教材の返還を受けているわけではない。

Yは、2020年5月1日、「B」という出品者名でフリマサイトに、〈A〉A大学の英語の過去問



の解答解説教材11冊をセットとして4万1800円で、〈イ〉A大学の数学の解説付き受験対策教材3冊をセットとして9000円で、〈ウ〉A大学の物理の解説付き受験対策教材5冊をセットとして1万5000円で、〈エ〉「A大学 総合Ⅱ 過去問完全攻略」と題する過去問の解答解説教材を4万1800円で、〈オ〉「A大学 総合Ⅰ 完全攻略」と題する問題集を3万円で出品した。Yは、非売品のため値下げできないとコメントしていた。Yは、フリマサイトのコメント欄に、本件規約に違反している旨のコメントがされたため、出品を取り消した。Yは、2020年5月1日、Xに対し、出品は既に停止したこと、規約の確認不足とのことだが、他にも複数名が出品しているために問題ないと認識していたこと、出品停止以外に対応事項等があれば知らせてほしいことなどを記したメールを送信した。

Yは、2020年5月6日、本件規約に違反している旨のコメントを削除して、「B」という出品者名でフリマサイトに、上記〈ア〉～〈オ〉を、一部金額を変え、再度出品した。このうち、上記〈ウ〉が1万5000円で、〈エ〉が3万9800円で、譲渡（以下、本件譲渡）が成立した。

Yは、2020年5月頃、「C」という出品者名でフリマサイトに、〈ア〉〈イ〉〈オ〉について、3度目の出品をした。Xの当時の代表取締役であったWは、2020年5月21日、Yに電話をかけ、Yが「B」の名でフリマサイトに本件教材を出品していることを確認したところ、Yは、出品を否定した。本件教材にもID番号が記載されていたが、Yは、本件教材をフリマサイトに出品する際、本件教材に記載されたID番号部分に付箋^{ふせん}を貼って、ID番号が見えないように撮影した写真を出品サイトに掲載しており、「表紙の個人番号があるので、隠しております」としていた。

A大学の入学試験では、問題用紙を持ち帰らせているが、問題文は掲載されていない。本件予備校の教材には、問題文も掲載されている。D出版は、「E入試問題集」を3080円（税込み）で出版しており、A大学の入学試験の問題文も掲載されている。



理由

Xの請求は、5万円の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がない。

1. 本件違約金条項の法的性質について

本件規約の違約金条項（以下、本件違約金条項）は、「禁止事項及び罰則について」という見出しがつけられた本件規約第8項に定められている上に、本件規約の譲渡禁止条項（以下、本件譲渡禁止条項）に違反した場合には、「当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受けます。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権）をとらせていただきます。」と定めており、「違約金」に加えて損害賠償請求を別途行うとしていることからすれば、本件違約金条項は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、違約罰を定めたものと解するのが相当である。

ところで、消費者契約法9条は消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定等について規律するものであるところ、本件違約金条項は、本件受講契約の解除を前提とするものではないことからすると、本件においては本件違約金条項が消費者契約法10条により無効とされるか否かが問題となると解される。そこで、以下この点につき検討する。

2. 消費者契約法10条の該当性について

本件受講契約は、A大学受験のための講義や教材等をXが提供する一方でYがその対価として26万8030円の受講料を支払うという双務契約であって、この契約におけるYの基本的義務は受講料の支払義務であり、本件譲渡禁止条項に基づく義務はYの負う付随的義務といえることができる。このような義務に違反した場合において受講生は損害賠償義務を負担し得るところ、本件違約金条項は、これに加えて違約罰を課するものであるから、任意規定の適用による場合に比し、消費者である受講生の義務を加重するものというべきである。

そこで、本件違約金条項が民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的



に害するといえるかどうかについて検討すると、同条項はXが提供する講義や教材等の内容が本件規約の定める禁止事項に違反して外部に漏出等することにより生じる著作権侵害や本件予備校の経営に与える悪影響を防止する目的で設けられたものと解されるところであり、漏出等が生じた場合にはその態様によって損害の規模も様々である一方でXがこれを具体的に立証して賠償を求めるには相応の負担や困難も伴う面があることから、違約罰という制裁を予め定めておくことにより、漏出等の事態が生じるのを未然に防止する趣旨に出たものと解される。本件規約に定められた付随的義務を守ることが受講生に特段大きな負担をかけるものとはいえないことにも照らすと、上記のような趣旨目的から違約罰を定めることそれ自体が直ちに消費者である受講生の利益を一方的に害するとまではいい難い。

しかしながら、違約金が現実に課される段になれば受講生の受ける負担は現実的なものとなるから、その額が禁止事項違反により生じ得る損害の額に比して高額に過ぎると評価すべき場合には、信義則に反して消費者である受講生の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となり得ると解するのが相当である（最高裁判所平成23年3月24日第一小法廷判決・民集65巻2号903頁参照）。

これを本件についてみると、本件違約金条項の下においては、受講生が上記付随的義務に違反した場合、損害賠償義務を負うのに加えて500万円又はそれ以上の違約罰を課されることになるわけであるが、これは受講生が基本的義務として負う受講料額を超える負担を付随的義務違反に対する制裁として課すというものであって、契約当事者間の公平の観点から看過できない負担を受講生に負わせるものである（違約罰の例として挙げられる違約手付も通常は売買代金額の範囲内の額が定められることが想起される）。しかも、本件違約金条項で定められた違約金額は受講生が支払う受講料の額をはるかに超えた多額に及ぶものであり、受講生にとっ

て過酷な結果を招くものといわざるを得ない。

もっとも、本件違約金条項の対象となっている禁止事項には様々なものが含まれており、Xによる配信授業やセミナー等を密かに収録してインターネット上で公開したり、本件教材を複製して多数の者に頒布したりするなどの行為も含まれ得る一方で、本件違約金条項について十分な認識を欠く受講生が本件予備校教材を知人に譲渡してしまったために違約金を請求されるといった場合も含まれ得る。それらの個別事情によって、受講生側の義務違反の程度は大きく異なるし、Xに生じる損害もまた大きく異なり得るところであるから、本件違約金条項の適用が受講生の利益を一方的に害するか否かを一律に判断することは困難といわざるを得ない。

このような事情に加えて、消費者契約法10条が民法1条2項の基本原則を踏まえたものであることを考慮すると、本件の個別事情を踏まえて、本件に適用する限りにおいて、本件違約金条項を全部又は一部無効とすべきであるか、一部無効とする場合にはどの範囲で無効とすべきであるかを検討するのが相当である。

そこで検討すると、本件において本件違約金条項の対象とされるのは、Yが本件教材をフリマサイトで他の特定人に譲渡したことであり、これが本件規約で禁止事項とされる本件予備校教材の「譲渡」に当たるというのである。しかしながら、本件教材の内容は、英語、数学、物理等の問題とその解説であり、その内容それ自体がこれらの科目の一般的知識を有しているだけでは理解や回答ができないような特殊なものであると認めるだけの証拠はないし、類似の問題集が市販されているから本件教材に記載されているものと同種の内容を不特定多数の者が入手可能な状況にあるともいえる。そうすると、かかる事情の下でYが本件教材を他の特定人に譲渡したからといって、それによりXの経営にとって望ましいものでないというレベルを超えた多額の損害まで発生するものとは考えられない（少なくともそのような損害が生じ得ると認めるだけの立証はされていない）。



他方、Yの譲渡行為は他の禁止事項に違反した場合に比べて義務違反の程度は典型的に低いといえるものの、YはXから譲渡を制止されながら譲渡に及んだものであり、かかる場合に違約金が何ら課されないとなると、本件規約の実効性を一部失わせるものになり得ることも否定できない。

以上検討してきたところを総合考慮すると、本件違約金条項については消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする消費者契約法10条によりその定める違約金の額を合理的な範囲に制限すべきであり、本件における事実関係の下では5万円を超える部分は無効と解するのが相当である。

解説

本件判決は、事業者が設けていた譲渡禁止規約に関する違約金条項が不当条項に該当するかどうか争点となった事案である。本件判決のポイントは3点ある。第一は、本件違約金条項が違約金の定めであり、消費者契約法10条該当性が問題となると判断した点。第二は、消費者契約法10条に定める信義誠実の原則の考え方を示した点。第三は、消費者契約法10条に該当するとしただうえ、5万円を超える部分を無効とする一部無効説をとった点である。

第一の論点については、「禁止事項及び罰則について」という見出しがつけられた本件規約第8項に定められている上に、本件譲渡禁止条項に違反した場合には、「当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受けます。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権）をとらせていただきます。」と定めており、「違約金」に加えて損害賠償請求を別途行うとしていることからすれば、本件違約金条項は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、違約金を定めたものと解するのが相当である、との解釈を示した点が類似のケースの参考になる。

第二の論点については、「違約金が現実には課される段になれば受講生の受ける負担は現実的な

ものとなるから、その額が禁止事項違反により生じ得る損害の額に比して高額に過ぎると評価すべき場合には、信義則に反して消費者である受講生の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となり得ると解するのが相当である。……本件違約金条項の下においては、受講生が上記付随的義務に違反した場合、損害賠償義務を負うのに加えて500万円又はそれ以上の違約金を課されることになるわけであるが、これは受講生が基本的義務として負う受講料額を超える負担を付随的義務違反に対する制裁として課するというものであって、契約当事者間の公平の観点から看過できない負担を受講生に負わせるものである（違約金の例として挙げられる違約手付も通常は売買代金額の範囲内の額が定められることが想起される）。しかも、本件違約金条項で定められた違約金額は受講生が支払う受講料の額をはるかに超えた多額に及ぶものであり、受講生にとって過酷な結果を招くものといわざるを得ない」として信義誠実の原則の考え方を示しつつ、「……それらの個別事情によって、受講生側の義務違反の程度は大きく異なるし、Xに生じる損害もまた大きく異なり得るところであるから、本件違約金条項の適用が受講生の利益を一方的に害するか否かを一律に判断することは困難といわざるを得ない」として、個別事情によることを指摘した点である。この点からは、適格消費者団体による差し止め訴訟と、個別の消費者が当事者となったケースでは、得られる結論が異なることになる。本件が適格消費者団体による差し止め訴訟だった場合には、当該条項の使用を差し止める結論になった可能性がある。

第三の論点については、違約金条項が不当条項に該当する場合に、条項全体が無効となると解する説と、一部無効となると解する説がある。裁判実務では、この点についてはいまだ確定していない。本件判決は、一部無効説をとった事例である。

なお、5万円とした根拠は示されていないが、転売により消費者が得た利益が5万4800円であった点が考慮されているかもしれない。